

調査票2 令和6年度取組事業記入表(協働-アクションプラン)

No.	相互評価対象	担当部	担当課	事業名	事業概要	自治基本条例該当条文	協働のパートナー名	パートナー分類 ※当てはまるものすべてに○								協働の形態	協働における課題・評価等 ※事業の課題や評価ではなく、協働における課題や評価を記載してください。	令和7年度の実施(予定)	令和7年度に実施しない理由 ←②実施しないを選択した場合記入				
								①行政(県・他市町村等)	②NPO法人	③法人外NPO(市民活動団体等)	④地縁組織(自治会、老人会、PTA等)	⑤企業・大学等	⑥社団法人関係	⑦複合体(実行委員会、ネットワーキング等)	⑧個人のボランティア(①～⑦に属さないもの等)								
1	—	—	デジタルイノベーション推進課	地域ポイント	「市民力」の更なる強化、市民との協働によるまちづくりを実現する手段として、地域ポイントを導入する。 特定の領域・機能に絞り、スモールスタートで効果を検証したうえで、市全体への展開を実施する。 本事業を通じて、ボランティアのきっかけづくりや、地域での助け合いの環境をつくり、共助のためのまちづくり参加者を増やす。	第5条(参画と協働の原則)	市民									○	【協働】事業の企画・実施過程における協働	・1月7日時点で、登録ユーザー数は3000名、スポット数は90カ所である。 ・当該事業を通して、マルシェの手伝いや店舗への来店体験希望者の創出など、これまでになかった地域活動が生まれ始めている。 ・貯まったポイントを消費できるスポットや体験の創出に、どれだけ域内の団体や事業者等が協力してくれるかが課題である。	①実施予定				
2	—	—	デジタルイノベーション推進課	協創による市民参加型スマートシティを実現するための基盤整備	スマートシティ構想における理念である協創や市民中心主義を実現するため、市民ひとりひとりのWell-being向上に向け、デジタル田園都市国家構想交付金TYPE2/3で必須要件となる、地域における幸福度の指標であるLWC指標(Liveable Well-being City指標)を活用することにより、これまで市民実感調査の質問項目では捕捉しきれなかった潜在的なニーズや個人の主観的な課題を定量的に分析し、政策間連携や本市に関わる全ての人や組織との協働の好循環の構築を目指す。 また、市の各種施策と連携しながら、オンラインプラットフォームを活用することで、市民等の対話を促し、新たな市民団体や企業による活動を醸成し、自律的な市民によるプロジェクトを創出する。	第29条(広聴対応)	市民										○	【協働】事業の企画・実施過程における協働	本取組により、30、40歳代の比較的若い世代が市の計画や事業について意見を述べる場となっている。しかし、そこから市民同士が相互に意見を交わす場には十分はつなげられていない。その要因として、単発的な意見募集が中心で、継続的に市に関わり続ける動機が不足していると考えている。	①実施予定			
3	○	経営企画部	広報広聴課	都市イメージ形成事業 →アクションプランの(情報発信)と(交流支援)を統合	プロモーションサイト・SNS「グッドサイクルいこま」を中心に、市民PRチーム「いこま宣伝部」と協働した情報発信を行う。また、いこま宣伝部やいこまマーケット部を通じて、事業参加者の地域に関わる意欲(推奨・参画・感謝)の向上を図る。	第41条(市民自治に関する市民の役割)	いこま宣伝部 いこまマーケット部										○	【協働】事業協力による協働	・いこま宣伝部による情報発信や、いこまマーケットの開催により、生駒の多様な魅力を多くの人に届けた。 ・市SNSや市プロモーションサイトでいこま宣伝部による記事が170件以上発信。 ・いこまマーケットを開催し、30店舗が出店し、1,500人以上が来場した。 ・いこま宣伝部の部員や、いこまマーケット参加者(部員・出店者・来場者)の推奨意欲・参画意欲・感謝意欲を向上させた。	①実施予定			
4	○	総務部	人権施策課	多文化共生事業の推進	令和5年10月末現在で生駒市の外国籍市民は過去最多となっており、本市の多文化共生事業について更なる取組を進める。 ①国際交流事業▶いこま国際Friendshipフェスタ ②各種多文化共生事業▶市民交流(講座・講演会等)▶教育連携(出前授業等)▶市民協働(日本語教室、地域での国際交流の推進等) ③行政サービス(多言語通訳システムの導入、職員向け災害時外国人支援研修)	第53条(国際交流及び多文化共生)	NPO法人いこま国際交流協会ほか											○	【協働】事業の企画・実施過程における協働	抱い手確保が難しく、行政主体での事業実施になりがちである。地域で持続可能なものにするためには市民が能動的に主体となって取り組む必要があり、そのために行政と協働してできることを考える必要がある。	①実施予定		
5	—	総務部	消費生活センター	消費者トラブルの未然防止	高齢者をはじめ認知症患者や障がい者など、生活上特に配慮を要する消費者の消費者被害の未然防止のために、生駒市消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)を設置し、地域全体での見守り活動を推進する。また、若年層を中心に、広く市民を対象として、消費者被害の啓発チラシ及び訪問販売お断りステッカーの配布や、消費者教育のための講演会を実施し、賢い消費者の育成を推進します。	第50条(他自治体住民との連携)	民生児童委員										○	【協働】情報提供・情報交換による協働	ネットワークの構成機関であると言う認識が無いため、有効に活用できていない。	①実施予定			
6	—	総務部	ダイバーシティ推進プラザ(R6は男女共同参画プラザ)	男女ともに働きやすい職場等への意識改革	世界経済フォーラムが出している「ジェンダー・ギャップ指数」の日本の順位を押し下げている要因(政治・経済)について学び、解消していくにはどうすればよいかを考えることにより、女性だけでなく男性にも働きやすい職場環境を創出し、イクボス宣言を行う事業者を増やす。 ①市内事業者へ向けた「健康経営」に関する研修を行うとともに、事業所間の交流をすることにより、事業者の意識改革の取組を実状に合わせて行う。 ②市職員の女性管理職や係長級への積極的登用を進めるとともに、市の附属機関等の女性委員の割合を増やし、市内事業者へ女性管理職登用への取組を広げる。 ③男女とも育児休業を取りやすい職場環境にするため、休業中の代替職員雇用のための資金の一部を助成する仕組みをつくる。	第50条(他自治体住民との連携)	市・事業者											○	【協働】事業協力による協働	生駒市男女共同参画行動計画(第4次)に基づき実施していく必要がある。	①実施予定		
7	—	地域活力創生部	商工観光課	起業家・第2創業創出・育成支援事業	地域で起業しやすい環境づくりのため、事業の構想、ビジネスアイデアの段階から、事業計画、起業準備、起業後の交流・マッチングの場までの起業家ごとの成長ステップに応じた支援を行う。	第18条(まちづくり参画における市の責務)	株式会社SASI											○	【協働】委託契約に基づく協働	広報物が届いた際には速やかに生涯学習施設へ配架したり、メール配信システムを活用し市内事業者約1200者に対してメールを配信するなど主に広報面で協働ができた。向しく創業支援を実施している他の支援機関と支援内容について共有し、支援の実施時期や支援内容が重複しないように調整していくことが今後の課題。	①実施予定		
8	—	地域活力創生部	商工観光課	地域起業家等理解促進・応援事業	起業が地域住民の生活の向上や職住近接の就業機会の提供等に貢献していることを伝え、市民や事業者が地域の起業を応援する環境を醸成する。 起業家と商工・観光業以外の業種、経済団体・地域団体、有志のコミュニティ、フリーランスなどの各主体との相互のビジネスを応援する環境を醸成する。	第18条(まちづくり参画における市の責務)	ディア合同会社(イコマド指定管理者)												○	【協働】指定管理者制度	指定管理者が行うセミナーについて広報物が届いた際には速やかに生涯学習施設へ配架したり、メール配信システムを活用し市内事業者約1200者に対してメールを配信するなど主に広報面で協働することができた。	①実施予定	
9	—	地域活力創生部	観光振興室	市民による観光魅力創出事業	魅力ある店舗やスポット等での市民の日常的な消費行動を通じて感じる楽しみや非日常体験といった「住んで楽しい」身近な観光価値を創造し、それらを市民が発信することなどによる関係人口づくりが、地元経済に繋がる観光振興を目指します。 ▶観光資源のweb情報登録・更新の推進 ▶SNS等需要喚起を行うイベント等の実施 ▶高山地区の観光関係人口の増加を促進	第18条(まちづくり参画における市の責務)	生駒市観光協会 株式会社リクルート											○	【協働】補助金交付等による協働 【協働】委託契約に基づく協働	生駒市観光協会HPがリニューアルされ、観光スポット、市内宿泊施設、飲食店を中心とした観光資源情報が更新された。 また掲載できていない市内の観光資源をどのように発掘するのが今後の課題。 高山地域の伝統産業や自然環境などの地域資源を活用し、市内内外の多様な主体が協働して催事を実施することで、地域の魅力を広く発信できた。特に、ワークショップを通じた共創プロセスにより、地域内の連携強化や新たな交流が生まれ、次年度以降の継続的な取り組みに向けた好循環のきっかけとなった。	①実施予定		
10	—	地域活力創生部	観光振興室	観光誘客・事業者活性化支援事業	来訪者の増加とその必要の受け皿となる事業者の取り組みへの支援 ▶おちやせん・ベルステージ運営の見直し ▶観光セミナー・ワークショップ事業 ▶関連団体との連携・補助 ▶生駒山のブランディング	第52条(広域連携)	近畿日本鉄道株式会社 生駒市観光協会 東大阪市											○	【協働】共催、実行委員会、協議会による協働	生駒山ブランド推進協議会との連携による情報発信や、生駒山山頂プレート・フォトスポットの設置、観光協会SNS立ち上げ支援など、来訪促進に向けた基盤整備に注力した。今後は継続的な発信や民間連携の強化にさらなる工夫が求められる。	①実施予定		
11	—	地域活力創生部	農林課 障がい福祉課	農福連携等の促進	福祉事業者による農地利用の拡大を図り、障がい者の職域拡大、工賃向上、生きがいづくりの場を確保できるよう福祉事業者等と協議を行う。また、将来的な営農者の人手不足解消に向けて障がい者やフリースクール生等の就業につながるよう、関係団体との連携を促進する。 今後の取組としては、授産施設で加工された6次産業品の販売、利用促進支援等について検討していく。	第18条(まちづくり参画における市の責務)	市内農業者・福祉事業者											○	【協働】事業協力による協働	販売機会の創出などでは一定の成果があるが、農地の幹旋など、本格的な連携に関しては、進めづらい部分がある。	①実施予定		

12	—	地域活力創生部	脱炭素まちづくり推進課	地域脱炭素移行・再エネ推進事業	脱炭素先行地域を対象とする施策を展開することで、既存住宅地を脱炭素化するモデル地区を創出し、市内外への波及を目指す。 【脱炭素先行地域】(施設群)公共施設及び自治会集会所など、(住生活エリア)公募により選定した自治会 【取組の全体像】太陽光発電、蓄電池等の設備導入を行い、いこま市民パワーを核とするエネルギーの地産地消を促進するとともに、地域コミュニティの活性化を通じた既存住宅地の脱炭素化を目指す。	第18条(まちづくり参画における市の責務)	いこま市民パワー株式会社 Jグループホールディングス株式会社 奈良先端科学技術大学院大学 一般社団法人市民エネルギー生駒 萩の台住宅地自治会 ひかりが丘自治会											○	○	【協働】事業協力による協働	モデル地区となっている自治会との協働については、太陽光発電・蓄電池等の設備導入を進めるための住民向け説明会を、複数回実施するなどにより、着実に成果をあげている。具体的な事業連携を想定していた協働パートナーとの取組内容については、一部見直しが必要となっている。	①実施予定		
13	—	福祉部	地域包括ケア推進課	生活支援体制の整備と総合事業の充実	▶各地域包括支援センターに第2層生活支援コーディネーターを配置し、地域課題の抽出や社会資源を把握できるような機能を強化し、生活支援コーディネーターと地域活動の担い手や住民、関係者との信頼関係構築を図る。 ▶地域のニーズを踏まえ総合事業を充実することを通じて、多様な主体による生活支援の提供体制を構築	第42条(市民自治に関する自治体の役割)	市民												○	【協働】事業の企画・実施過程における協働	現在実施している高齢者の多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を引き続き進める。	①実施予定		
14	—	福祉部	地域共生社会推進課(R6は福祉政策課)	重層的支援体制整備事業(かさねるいこま)	事業所や市民団体と連携し、あらゆる支援に対応できる包括支援体制の構築 ・相談支援・参加支援・地域づくりを一体的に実施する ・専門職を配置し、地域住民とともに参加支援・訪問支援を行う仕組みと伴走支援の体制を構築する ・現在「はさま」となっているひきこもり支援として、相談支援・居場所づくり・地域のネットワークづくりを行う支援ステーションとして一体的に整備する。 ▶わがごとカイキ	第41条(市民自治に関する市民の役割)	有限責任事業組合まちとしごと総合研究所、自治会、生駒市社会福祉協議会												○	【協働】委託契約に基づく協働	わがごとカイキを実施する自治会を見つけてのこと	①実施予定		
15	—	福祉部	地域共生社会推進課(R6は福祉政策課)	ひきこもり支援事業	全国的に8050問題が社会問題となっているが、今後本市としてもひきこもり支援として「訪問相談を行う機関」や、相談支援・居場所支援・就労支援等を一体的に行える体制づくりが必要である。また、重層的支援体制整備事業として訪問支援を積極的に行っていくものの、次の支援につなぐことができれば、社会参加につながる。そこで、ユースネットいこまと連携し、相談支援・居場所づくり・地域のネットワークづくりを行う支援ステーションとして一体的に整備する。	第6条(人権の尊重)	株式会社やまと、一般社団法人イーデンホール												○	【協働】委託契約に基づく協働	よりそいサポーター活動の充実を図ること	①実施予定		
16	—	福祉部	地域共生社会推進課(R6は地域共生サミット推進室)	地域共生社会推進全国サミットinいこま	令和6年10月に本市で「地域共生社会推進全国サミット」を開催する(2日間)。サミットでは、好事例の発信や有識者による講演等を通して、「支える側」「支えられる側」という関係や分野を超えて多様な人がつながり支え合う「地域共生社会」について理解を深め、行政・市民・事業者・専門職のそれぞれの立場からできることを考える機会を創出することで、「地域共生社会」の実現に向けた実践の普及を進める。	第7条(まちづくり参画の権利)	地域共生社会推進全国サミットinいこま実行委員会	○											○	【協働】共催、実行委員会、協議会による協働	令和6年度のサミットでは、住民・事業者・専門職など多様な人がつながり合うために必要なことやそれぞれの立場からできることを考える機会として2日間に渡るイベントを開催した。	②実施しない	当サミットは、全国の自治体の持ち回りで年1回開催されるものであるため。	
17	—	福祉部	地域共生社会推進課(R6は福祉政策課)	高齢者を支える地域の体制づくり	高齢者を支える体制づくりを行うため、地域住民や事業者等と協働し、助け合い、支え合いの仕組みづくりを行う。また緊急時に対応できるよう、地域や関係機関との連携により支援体制の整備を進める。 ▶緊急通報システム ▶ひとり暮らし高齢者調査 ▶食の自立支援事業(配食) ▶救急情報キット配布事業 ▶高齢者等見守り協力事業者登録制度 ▶くらしのあんしん配布事業	第41条(市民自治に関する市民の役割)	▶緊急通報システム(大阪ガスセキュリティサービス、近隣住民) ▶避難行動要支援者避難支援事業(自治会、民生委員、近隣住民) ▶ひとり暮らし高齢者調査(民生・児童委員) ▶食の自立支援事業(配食)(延寿・長命荘) ▶救急情報キット配布事業(市社協・民生児童委員) ▶高齢者等見守り協力事業者登録制度(配食事業者等) ▶くらしのあんしん配布事業(自治会、民生児童委員、地域包括支援センター、生活支援センター、社会福祉協議会等)													○	【協働】委託契約に基づく協働	避難支援員のなり手不足、民生児童委員の意識による情報格差等	①実施予定	
18	—	福祉部	地域共生社会推進課(R6は福祉政策課)	生きがいづくりと社会参加の促進	誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進し、地域で支え合う意識の醸成を高め、高齢者の安心・安全が確保できる仕 ▶友愛活動事業	第41条(市民自治に関する市民の役割)	社会福祉協議会、ボランティア												○	【協働】委託契約に基づく協働	活動員の確保	①実施予定		
19	○	福祉部	地域共生社会推進課(R6は福祉政策課)	生活困窮子育て世帯への食料品等の配布	生活困窮子育て世帯(児童扶養手当対象世帯 約650世帯を想定)のうち希望世帯に対し、食料品や文房具など寄付等で寄せられた物品を定期的に届け、困窮世帯への直接支援及び子育て世帯の見守りを行うもの。現在、社会福祉協議会が、市のフードドライブ、県社協や、フードバンク奈良からの提供物、企業・事業所からの寄付などの食料品等を生活困窮子育て世帯に配布する事業を定期的に行っているが、利用世帯が少ないことや、作業場所、人員、配布方法などの課題を抱えていることから、これらの課題解決を支援することで、より多くの生活困窮子育て世帯に食料品等を届け、併せて世帯の見守り活動を行う。	第6条(人権の尊重)	生駒市社会福祉協議会												○	【協働】事業協力による協働	安定的な支援物資の確保	①実施予定		
20	—	福祉部	地域包括ケア推進課	訪問型サービスA事業の推進	介護人材不足が予想される中、介護のプロ以外で担うことができる、身体介護が不要で生活援助サービス(掃除、洗濯、買い物、調理等)の従事者を養成し、事業の拡充を図る(民間事業者に委託)。	第42条(市民自治に関する自治体の役割)	市民、介護関係者、生駒市社会福祉協議会													○	【協働】委託契約に基づく協働	R6.7月～訪問型サービスA事業(委託型)を実施している。	①実施予定	
21	—	福祉部	介護保険課	介護に関する入門的研修	全国的な課題でもある「介護人材確保」の一環として、令和3年度から開始した研修で、市民を対象とし、介護事業所への就労のきっかけづくりと、家族介護の手法を学んでいただくこと等を目的としている。研修者には訪問型サービスAの修了書を授与。今後、特に人材不足が予測される「訪問型サービス」のうち、家事援助(当研修修了者は従事可能)などの人材を増やすことにより、本来のヘルパー業務の負担を軽減することができること、また、地域でボランティアに携わる参加者も多く、地域共生社会の実現へも寄与できるものと考えられる。(3日間・計21時間)	第9条(まちづくり参画における市民の責務)	市民等													○	【協働】その他	市民等を対象として、介護人材不足解消や家族介護支援のため、介護初心者向けの研修を実施した。41名が参加し、34名が全過程を修了された。その後、市内事業所で就労された方もおられ、介護人材の確保に効果があった。	①実施予定	
22	—	福祉部	地域包括ケア推進課	認知症施策の推進	▶認知症に対する正しい理解を促進するため、啓発活動を継続的に実施 ▶脳の若返り教室などの認知症予防事業の展開 ▶認知症地域支援推進員をすべての地域包括支援センターに配置(R3年度～) ▶地域ケア会議による多職種での課題検討 ▶通いの場や認知症カフェ、本人ミーティング等、当事者の社会参加・意思決定支援の取組 ▶認知症支援隊など、新たな担い手確保の取組 ▶医療と介護の連携強化による認知症の人への切れ目のない支援 ▶奈良県若年性認知症相談支援センターと連携した若年認知症の人の支援・家族介護者の負担軽減のための支援	第42条(市民自治に関する自治体の役割)	医療・介護関係者・市民・学校・民間企業													○	【協働】事業の企画・実施過程における協働	9月の認知症月間では認知症地域支援推進員と協働し、企業を巻き込んで幅広い世代に周知した。本人ミーティングは毎月5名程の参加があり、本人の新たな居場所として定着しつつあるが、本人の声をどう拾い上げ施策に反映していくのが課題である。	①実施予定	
23	—	福祉部	障がい福祉課	就労支援の推進(企業等への働きかけ)	第7期生駒市障がい者福祉計画に基づき、障がい者がその適性と能力に応じて可能な限り就労できるよう、企業等への障がいに関する理解啓発や就労環境の改善促進に関係機関と連携しながら取り組む。 具体的には、障がい者雇用の促進や障がい者の就労についての理解を促進するため、企業向けの障がい者理解を目的としたあいサポート運動の推進や、職場体験受け入れに向けた企業等と福祉事業者とのマッチングの検討・実施、奈良県と連携しながら就労支援施設からの物品や役務の販路拡大支援に向けた周知等を図る。	第40条(市民自治の定義)	市内企業等													○	【協働】事業の企画・実施過程における協働	公共施設やイベント等での就労支援施設の販路拡大支援や、市民や市職員に向けてのあいサポート運動は進んでいるが、さらなる障がい者の就労支援を推進するには市内企業に対してのアプローチが必要。	①実施予定	
24	—	福祉部	地域包括ケア推進課	高齢者虐待防止の推進	▶高齢者虐待防止に関する市民向け啓発 ▶高齢者虐待の防止及び介護者支援に関する研修(成年後見人制度研修や高齢者虐待対応マニュアルに係る研修)による対応力向上 ▶高齢者虐待に関する事例検討会	第6条(人権の尊重)	医療・介護関係者													○	【協働】共催、実行委員会、協議会による協働	事業所向け高齢者虐待研修3回、成年後見人制度の普及啓発研修1回、事例検討会2回、施設管理者向け説明会1回実施している。	①実施予定	
25	—	子育て健康部	地域医療課	災害等に対応できる市内医療体制の構築	大規模災害時及び新興感染症流行時において、医療・介護事業所共にサービス提供体制の継続を進めるために、訪問看護ステーション、病院、診療所、薬局などの事業所間の連携を目的とする連携型BCP及び地域全体で限りある医療資源を有効活用するための地域BCPに取り組み。	第5条(参画と協働の原則)	奈良県、事業者、関係団体	○											○	【協働】情報提供・情報交換による協働	引き続き、県や医師会や介護事業所等、関係団体の参画により事業を進めます。	①実施予定		
26	○	建設部	防犯交通対策課	グリーンズローモビリティ導入検証事業	高齢化が進む地域での移動手段の確保により、市民の日常生活における活動機会を保障するため、低速の小さな移動手段「グリーンズローモビリティ」の導入を図る。導入にあたり、まちのえき「こみすて」等の地域活動、脱炭素に向けた取組、ニュータウン再生・再編を進めている、「萩の台住宅地」をモデル地区として実証運行を実施し、利用が伸び悩む既存コミュニティバスとの比較検証を行い、地域における最適な交通手段を模索する。 多様な主体との連携を図りながら、地域主体の持続可能な運行体制を構築し、地域特性に応じた地域内移動の仕組みを構築する。さらには、同様の課題を抱える地域への横展開の可能性について検証を進める。※グリーンズローモビリティ:時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービス	第41条(市民自治に関する市民の役割)	自治会													○	【協働】事業協力による協働	・グリーンズローモビリティの運転手は市民ボランティアであることから、高齢化・世代交代等、継続性に課題がある。	①実施予定	

27	ー	建設部	事業計画課	南生駒駅周辺(バリアフリー)整備事業	令和2年度に「生駒市バリアフリー基本構想」、令和3年度に「生駒市バリアフリー特定事業計画」を策定し、令和4年度から同計画に基づき、整備事業を実施している。令和5年度より同計画におけるメイン事業でもある近鉄南生駒駅に整備予定の跨線橋断歩道橋の詳細設計業務を進めており、令和7年3月には生駒市バリアフリー基本構想推進協議会で事業の進捗状況を共有した。	第18条(まちづくり)参画における市の責務	奈良県 近畿日本鉄道株	○	○	【協働】事業協力による協働	跨線橋断歩道橋の事業にあたっては、整備後の利用動線や施工時期等に配慮する必要があるため、鉄道駅のバリアフリー事業の事業者である鉄道事業者と協議、調整が必要。	①実施予定	
28	ー	建設部	事業計画課	鉄道駅バリアフリー事業	▶ 鉄道事業者である近鉄がバリアフリー法の趣旨に則り、三位一体により整備を推進する理念のもと、国、県、市のそれぞれが補助を行う。(国1/3 県1/6 市1/6) ▶ 近鉄南生駒駅、一分駅のバリアフリー化(既存のスロープの改修、多目的トイレの設置等)を実施するとともに、東生駒駅構外のバリアフリー経路についても整備に向けて協議している。	第18条(まちづくり)参画における市の責務	近畿日本鉄道株			【協働】補助金交付等による協働	東生駒駅及び南生駒駅のバリアフリー化事業にあたっては、事業内容や施工時期等について、旅行者である鉄道事業者と協議、調整が必要。	①実施予定	
29	○	都市整備部	都市づくり推進課 拠点形成室	生駒駅南口公民連携まちづくり推進事業	「生駒駅南口みらいビジョン」の「めざす将来像」を実現するため、公民連携で生駒駅南口周辺の都市空間再編に向けた取組を推進しながら、APFの令和10年度の自立自走を目指す。 また、地区計画等の規制、誘導施策の導入を検討し、多様で魅力ある都市機能の立地誘導と魅力あるまちなみ空間の形成に加え、歩きたくなる環境の充実(ウォーカブルな空間形成)を図る。	第5条(参画と協働の原則)	生駒駅南口エリアプラットフォーム(以下、「APF」という)		○	【協働】委託契約に基づく協働	APFの自立自走に向け、具体的な事業の企画・提案を行う事業者等を受け入れる体制を整えた。 一方で、当初から参画している運営委員会と事業部会の関係性やそれぞれに求めることについて、認識の共有・整理を進めていきたい。	①実施予定	
30	ー	都市整備部	都市づくり推進課 拠点形成室	生駒駅周辺都市再生(まちなかウォーカブル推進)事業	本市唯一の都市拠点である生駒駅周辺地区において、既存ストックを活かした社会実験を実施し、本エリアに求められる様々な都市機能や公共空間の利活用等について課題や効果を検証しながら、居心地がよく歩きたくなるまちなかの実現に向けた整備を行う。 また、公共施設等の適正配備及び民間活力の導入による、ファシリティマネジメント事業等と連携しながら、都市再生につながるハード(道路、施設等)の整備に向けた計画を作成し、本市の玄関口にふさわしい都市拠点としての空間を形成する。	第5条(参画と協働の原則)	株式会社地域計画建築研究所		○	【協働】委託契約に基づく協働	都市再生につながるハード(道路、施設等)の整備に向けては、庁内の合意形成や関係者(地域、交通事業者等)との認識共有が欠かせないため、関係者と意見交換する場の創出も目指したい。	①実施予定	
31	ー	都市整備部	住宅課	中古住宅の流通・活用促進事業	本市では、全世帯の約7割が戸建て住宅に居住している。新たな開発地の減少や全国的な人口減少の流れを受け、空き家を含めた中古住宅を上手く流通・活用させることが重要となる。 このことから、市内の住宅流通に関する実態を踏まえたうえで、事業者等と連携し、中古住宅の魅力や可能性を伝える事例発信から売却・賃貸化の支援まで、中古住宅の流通・活用につながる取組を実施する。	第5条(参画と協働の原則)	専門家団体 学識経験者 NPO法人 空き家所有者	○	○	【協働】事業の企画・実施過程における協働	・いこま空き家流通促進プラットフォーム:取扱い物件16件、成約13件 ・空き家セミナー・個別相談会:5月、6月、2月に計3回開催 ・DIY体験教室:2月に1回開催	①実施予定	
32	ー	都市整備部	住宅課	マンションの管理適正化推進・賃貸共同住宅の流通促進事業	本市では、全世帯の約14%が分譲マンションに居住している。多くのマンションでは、管理組合が主体となり、管理規約に基づくマンション運営や定期的な修繕工事等を行っている。一方で、全国的に、築40年を超える高経年マンションが増加し、老朽化や管理組合の担い手不足が叫ばれており、令和2年に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」(マンション管理適正化法)が改正されたところである。本市においても、今後10年・20年で築40年超の高経年マンションが急増することから、マンション管理適正化法に基づき、計画の策定や管理計画の認定、管理水準の向上等につながる取組を実施する。また、賃貸共同住宅においては、新婚世帯等の転入の受け皿になっていることから、重点的に流通を促進する。	第5条(参画と協働の原則)	法人			○	【協働】事業の企画・実施過程における協働	・マンション管理セミナー・個別相談会:10月と2月に計2回開催 ・マンション管理組合に対するプッシュ型支援:2回実施 ・賃貸マンションオーナー等へのピアリング:7件実施	①実施予定
33	ー	都市整備部	住宅課	ニュータウン再生・再編事業	市内24地区のニュータウンのうち、令和5年時点で16地区が入居開始から40年を経過している。ニュータウンは、開発時に同世代が一斉に入居するという特徴があり、高齢化の進行や空き家の増加が同時多発的に発生する恐れがある。 このことから、空き家率や高齢化率等が高い住宅地等を対象に、当該住宅地への転入や定住を促進し、まちとしての新陳代謝を高めるため、住宅の売却・賃貸化や空き家・住まいの使われていないスペース等の有効活用等を支援する。	第5条(参画と協働の原則)	自治会、市民		○	【協働】事業協力による協働	地域共生サミットや地域のイベントに合わせてガレージマーケット等を計3回開催	①実施予定	
34	ー	都市整備部	学研推進課	学研高山地区及び周辺地域の価値向上事業	伝統文化・歴史や自然と最先端が融合した拠点形成を目指し、地権者や周辺住民、奈良先端大と連携し、意見交換を交えつつ、学研高山地区及び周辺地域の価値向上につながる公民連携による施設立地に向けた検討を進める。	第18条(まちづくり)参画における市の責務	奈良先端大関係者 地権者 周辺自治会長 周辺地域住民 農業従事者 地域産業関係者 地域活動団体・事業者			○	【協働】事業の企画・実施過程における協働	当事業は施設立地の候補地となる学研高山地区第2工区個別地区等の事業進捗に合わせた計画検討が必要であるが、当事業に関する協働パートナー(ワークショップ参加者)の理解醸成のもと、参加者の積極的な関与を促す工夫が必要である。 令和6年度は、ワークショップを2回開催し、学研高山地区及び周辺地域の価値向上に必要な場の創出につながるアイデアを出し合い、意見集約を図った。	①実施予定
35	ー	教育部	こども園準備室(R6は幼保こども園課)	幼稚園コミュニティ・スクールの充実	▶ 市立幼稚園のコミュニティ・スクールにおいて、園と保護者、地域コミュニティが連携してこどものための取組を進める。 ▶ 現在、なはた幼稚園・依口幼稚園・あすか幼稚園にコミュニティ・スクールを設置。 ▶ その他の園においても、園児数やニーズに応じて、コミュニティ・スクール設置数を増やしていく。	第50条(他自治体住民との連携)	地縁組織(自治会、老人会、PTA等小学校区)	○	○	【協働】事業協力による協働	地域の方が関わってくださることで、園児は様々な経験や体験をすることができた。	①実施予定	
36	ー	教育部	教育指導課・教育政策室	「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」を目指す授業改善の支援	「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」を目指す授業改善の支援として、希望する教職員を対象に、継続的な伴走型研修や助言を受けられる機会を提供する。また、オンラインプラットフォーム上で、学校間を越えて、教職員同士が学び合える場を提供する。	第50条(他自治体住民との連携)	市内教職員・市外の教職員			○	【協働】その他	オンライン環境をメインに本市の教職員だけでなく、他市の教職員も学びあう場に参加し、先進的に取り組まれている講師の指導を受けながら研修を積んでいる。	①実施予定
37	ー	教育部	教育指導課	部活動指導員の配置	部活動の地域移行に向けて、週末における部活動を指導する指導員を配置する。	第14条(協働のまちづくりにおける市の役割)	市民・市外の人々			○	【協働】その他	本市の部活動における人材不足(指導者数不足及び指導スキル不足)に対応すべく指導者を雇用することができている。この先の地域クラブへの移行に向けた準備が課題となる。	①実施予定
38	ー	生涯学習部	生涯学習課	学びと活躍推進事業	◇「fischool」の展開 主に働き盛り世代を対象に、人生の選択肢を増やし、ウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に良好な状態)に生きるための知恵・スキル・つながり等を育む学びの場「fischool」を展開する。 ▶ 多様な講座:社会や地域課題、市民ニーズを踏まえた多様なテーマで、市民協働や他課との連携により企画・運営する。(20講座程度) ▶ ポータルサイトの一部リニューアル:「fischool for kids」のページを追加し、こどもたちを育む学びの場をつくる。 ◇インクルーシブアートワークショップ:世代や障がいの有無等を越えてアート作品の制作に挑戦するアートプロジェクト。全3回。	第5条(参画と協働の原則)	市民		○	○	【協働】事業の企画・実施過程における協働	令和4年度から開始した事業であり、市民協働、大学やNPO、他課との連携による企画・運営によりさまざまな講座をおこなってきた。これからの時代に対応する力を身に付け、人生の選択肢を増やし、誰もがウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に良好な状態)に生きるための知恵、スキル・つながり等をはぐむ学びの場として定着させてきている。 主に働き盛り世代を対象におこなっているが、今後は世代にとらわれることなく、市民のニーズに把握した多様なテーマで展開していくことで、誰もが気軽に参加出来るイメージづくりを軸にさらなる認知及び集客につなげていく。(令和6年度:インクルーシブアートワークショップ及び展覧会を実施。)	①実施予定
39	ー	生涯学習部	図書館	まちづくりの拠点としての図書館づくり	これまで培ってきた市民や行政、民間事業者との協働のノウハウを活かしながら、図書館運営や各種サービス、イベント等の事業を行い、まちづくりの拠点としての図書館を目指す。	第41条(市民自治に関する市民の役割)	市民 生駒おはなしの会 生駒市子どもの本連絡協議会 こあらのだっこ 生駒ビプリオ倶楽部 生駒市声のボランティア 中地区健康まちづくり協議会 つながる生駒 本棚サークル 図南の翼			○	【協働】事業の企画・実施過程における協働	図書館でのおはなし会、絵本の会などの他、託児事業なども行い、生駒の親子の読書推進につなげることができた。知的障がい者を対象に、図書館の利用や読書サポートを実施し、読書推進に務めた。高齢者には、本を通じて心と体の健康を維持してもらえよう、朝活読得会を開催した。新たな参加者も増え、定着した会となってきた。 また、郷土の情報をさらに充実させるために、新聞記事を切り抜いてスクラップする活動などを行った。他にも、興味あるテーマを広げるイベントを協働して企画・運営し、本と市民の更なるつながりを深めた。	①実施予定

40	○	生涯学習部	生涯学習課	「音楽のまち生駒」推進事業	公募提案型の「市民みんなで創る音楽祭」や市民吹奏楽団を中心とした吹奏楽事業等により、市民との協働で「音楽のまち生駒」を推進し、音楽文化の担い手の拡大や、文化芸術を通じた本市の魅力向上を図る。 調査該当事業のリベラルコンサートにおいては、「生駒市民文化祭」の一事業として、行政が広く市民に事業の参加及び観覧を呼びかけ出演者の公募を行い、協働相手である生駒音楽芸術協会に企画運営及び説明会・反省会の開催をお願いし、役割を明確に切り分けて、共同開催している。	第5条(参画と協働の原則)	生駒音楽芸術協会									○	【協働】委託契約に基づく協働	協働相手とは年度を重ねるごとに強固な信頼関係を築きあげ、順調に進行している。特に情報共有においては、1営業日以内の迅速な回答を心掛け、かつ過不足の無い報告内容を主にメールや文書を活用しながら、共有内容の齟齬の無いように工夫している。良好な関係故、主だった課題は無いが、昨今の各種手続きの電子化に伴い、協働内容の変革は必要と感じている。	①実施予定			
41	—	生涯学習部	図書館	市史編さん事業	地方史の一つとなる生駒市の歴史書籍を専門家と団体、ボランティアの力を活かして編さんすることにより、みんなで生駒の歴史を学び、生駒の未来について考える機会となる。 多数の専門家が数年間生駒市域を調査研究した研究成果を市民に還元することによって、市民の郷土学習を牽引することになる。	第4条(情報共有及び公開)	学識経験者・生駒市史編さんボランティア										○	【協働】事業協力による協働	令和6年度は史料集の調査や編集作業を通年で実施。その他、市民に研究成果を還元する場として講演会なども実施し、会場運営を協働で行った。	①実施予定		
42	—	生涯学習部	生涯学習課	家庭教育支援チーム「たけのこ」による取組	核家族化や地域内のつながりの希薄化等により、保護者が子育ての悩みや不安を誰にも相談できず孤立してしまうなど、家庭教育が困難な現状がある。そこで、子育て経験豊富な市民、元教員や元PTA役員をはじめ、様々な子育て支援に関わる人々が集まって「家庭教育支援チーム」を結成し、地域や学校等と連携して親子で参加できるイベントや子育て相談の場づくりなどの事業を行い、保護者の子育てへの不安解消を図るとともに地域内のつながりづくりを通して「地域の大人はみんな親」と言えるような地域社会の実現をめざす。	第5条(参画と協働の原則)	家庭教育支援チーム「たけのこ」										○	【協働】事業の企画・実施過程における協働	学校園との連携のもと、多様なチームメンバーが関係する団体と協力しながら事業を実施している。	①実施予定		
43	—	生涯学習部	スポーツ振興課	地域スポーツ推進事業	▶ 学校部活動の地域移行を見据え、新たな地域クラブを推進するため、学校関係部局や中学校現場等と連携し、新たな地域クラブ活動推進協議会の運営とコーディネーターの配置を行うとともに、市スポーツ協会や市内総合型地域スポーツクラブなどの地域クラブ実施団体の体制強化を図る。また、国や県の方針である令和7年度末までの休日の学校部活動の地域移行を目指すため、専門的な技術を持った指導者の育成や確保など、新たな地域クラブの更なる充実を図る。 ▶ 新たな地域クラブ活動の推進に合わせ、学校体育施設開放事業運用ルールの見直しや有料化の検討を行う。 ▶ 多くの市民が参加しやすいスポーツイベントとして「いこまスポーツの日」を開催し、スポーツを始めるきっかけとすることで、市内総合型地域スポーツクラブやスポーツ施設指定管理者の事業を紹介することで、市民の継続的なスポーツ活動に繋げる。 ▶ 障がいのある人が、障がいの種別や程度に関らず、スポーツに親しみ楽しむことができるよう、スポーツ施設の開放事業や障がい児を対象とした「体づくり運動プログラム」を実施する。	第14条(協働のまちづくりにおける市の役割)	一般財団法人生駒市スポーツ協会、市内体育施設指定管理者、新たな地域クラブ活動推進協議会、市内小中学校、生駒市スポーツ推進委員、市内総合型地域スポーツクラブ、事業者											○	【協働】委託契約に基づく協働	地域の受け皿組織として、現在活動中の学校部活動や新たな地域クラブ活動の委託運営を担っていただいた。教員の意向等を聞き取りながら、現在活動中の部活動の移行数を大幅に増加させていく必要がある。 いこまスポーツの日では、バルサアカデミー奈良校によるサッカー教室、リレーマラソンやeスポーツ大会等を実施した。 スポーツ施設の開放事業や体づくり運動プログラムでは、市内障がい児・障がい者を対象として事業を開催した。内容や開催時期等について、今後も市内生活支援センター等の障がい者関係団体と連携して検討していく必要がある。	①実施予定	
44	—	生涯学習部	生涯学習課	(仮称)「サイエンス探求教室」の実施	子どもたちがVUCA(将来の予測が困難な状況)と言われるこれからの時代をたくましく生き抜く力をつけていくためには、個々の多様な能力や興味関心をもとに「自分で考え、調べ、実践する」力を伸ばせるような機会の提供も必要である。 そこで、令和6年度から本市の社会教育の取組として、奈良先端大や奈良高専など高等教育機関と連携しながら、市内の中学生を対象とした科学(サイエンス)に関する「探求型」の連続講座を開催する。 内容については、主に中学理科より少し高度に発展させたテーマで年間3テーマを選び、1テーマにつき3回の連続講座とする。 (①内容説明・講義・研究構想の検討→②構想に基づく工作・実験等の実践→③研究成果の披露・振り返り)	第5条(参画と協働の原則)	奈良工業高等専門学校											○	【協働】事業協力による協働	奈良高専の教員や学生が講座を実施するなど、他の主体との連携により事業を実施できた。	②実施しない	本事業のような取組はサイエンスだけに限らず様々な分野で実施していくことが望ましく、生涯学習課の既存事業の中で本事業の要素を入れて実施することとしたため
45	—	消防本部	消防署	大規模災害時の防災(減災)への取組	大規模地震発生時に市民が自発的に行動し、自助・共助・公助のバランスのとれた防災体制を整える。	第27条(危機管理)	自主防災会 消防団										○	【協働】事業協力による協働	主体的に自主防災訓練に参加され、地域防災力の向上が認められる。しかし、市民の高齢化が見られ若い世代の方の参加が少ないと感じられる。	①実施予定		
46	○	地域活力創生部	地域コミュニティ推進課	複合型コミュニティ「まちのえき」づくり	集会所や公園などの歩いて行ける範囲の拠点において、新たに場づくり活動を行う市民活動団体(自治会等)に対して、補助金の交付や情報提供等により、活動のスタートアップ支援及び継続的な伴走支援を行う。	第41条(市民自治に関する市民の役割)	自治会										○	【協働】事業の企画・実施過程における協働	地域の担い手不足や資金面の課題等により、新たに複合型コミュニティ「まちのえき」づくりに取り組む余力がある自治会に限られるため、まちのえき実施自治会を増やすためにも、補助金の見直しやまちのえきの運営に協力してくれる事業者・団体の発掘が必要である。	①実施予定		